

畑かん利用促進にかかる受託体制等可能性調査業務委託に係る 企画提案競技実施要領

宮崎県農村計画課

宮崎県（以下「県」という。）が実施する畑かん利用促進にかかる受託体制等可能性調査（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定する業務委託企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）を実施するに当たり、この要領に基づき募集する。

1 目的

畑かん利用促進にあたり、散水器具の設置、回収を請け負う受託体制や大規模経営体に対する賦課金の割引等の可能性を検証するため、県内外の取組事例の収集や各種分析を行う。

2 委託の内容

本事業に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 委託料

委託料は、1,595,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 参加資格

応募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

【参加資格】

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ②政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ④この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ⑤県税に未納がない者。
- ⑥宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑦役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

6 委託先の選定

企画提案競技を実施し、プレゼンテーションによる審査の上、委託先を選定する。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 令和6年10月16日(水) 17時まで | 事前説明会参加申込み締切り |
| (2) 令和6年10月21日(月) | 事前説明会 |
| (3) 令和6年10月22日(火) | 質問締切り |
| (4) 令和6年10月31日(木) | 企画提案競技参加申込み締切り |
| (5) 令和6年11月7日(木) 17時まで | 企画提案書提出締切り |
| (6) 令和6年11月12日(火) 午後 | 企画提案競技(プロポーザル方式) |
| (7) 令和6年11月中～下旬 | 審査結果の通知 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和6年10月21日(月) 13時30分から

場 所：Web会議システムを活用したオンライン形式(Microsoft Teams)

参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年10月16日(水) 17時まで

③ 提出方法

電子メールによるデータで送付すること。

(2) 企画提案競技参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年10月31日(木) 17時まで

③ 提出方法

電子メールによるデータで送付すること。

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書(1部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。

イ 見積書(原本1部)

- ・仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・本事業の履行に要する経費をすべて盛り込み、見積額の上限の範囲内で見積もること。
- ・見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

ウ 誓約書（１部）

- ・別紙３により提出すること。

エ 会社概要（１部）

- ・既存のものでも可

③ 提出先

下記１２を参照

④ 提出期限

令和６年１１月７日（木）１７時まで

⑤ 提出方法

電子メールによるデータで送付すること。押印が必要なものは郵送で下記１２の提出先に提出すること。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）企画提案競技（プレゼンテーション）

日 時：令和６年１１月１２日（水）１３時３０分から

場 所：Web会議システムを活用したオンライン形式（Microsoft Teams）

① １社当たり、説明１５分 質疑５分 計２０分以内

② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

（５）質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙４）を提出すること。

① 提出先

下記１２を参照

② 提出期限

令和６年１０月２２日（火）

③ 提出方法

電子メールによるデータで送付すること。

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

（６）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 業務理解に関すること

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・提案内容に独創性があるか。

- ② 実施の計画性
 - ・全体のスケジュールや進捗管理について、作業内容・手順は明確か
- ③ 業務体制
 - ・業務を安定的に実施することができる人員や体制が確保されているか。
- ④ 経費の積算
 - ・事業経費の積算は適正かつ過不足ない見積額となっているか。
- ⑤ 実績
 - ・農業に関する理解度、実績が十分であるか。
 - ・本業務に類似した業務実績があるか。

(7) 選定方法

複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1社を受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

令和6年11月下旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

9 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規程による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番地1号6階
宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課畑かん営農推進担当（担当 早日、平田）
連絡先 電話番号 0985-26-7129
ファックス 0985-26-7343
メールアドレス hayahi-takanori@pref.miyazaki.lg.jp

13 その他

- (1) 本業務を遂行するにあたって、必要となるデータや各種調査については、原則として企業（受託者）主体で実施することとするが、必要に応じて県と連携して行うこと。
- (2) 応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものと

する。

- (3) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (4) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (5) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。